4　関係法令一覧表

令和8年4月現在

【注意事項】
・太陽光発電施設の設置に関する土地利用等に係る一般的な関係法令を記載しています。
・事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を事業者の責任において確認してください。
・また、市町村によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので各市町村に確認してください。

赤丸数字:「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書」項目番号
※赤丸数字の入っていない法令は㉒

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
① 1	国土利用計画法	土地売買等の契約を締結した場合で次のもの ・市街化区域　… 2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域 … 5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域　…10,000㎡以上 ※個々の契約の面積が上記未満であっても、複数の契約により権利を取得する土地の面積の合計が上記以上となる場合を含む。	土地の権利取得者が契約締結日を含めて2週間以内に届出	山梨県県土整備部 県土整備総務課 企画調整担当 055-223-1668	県内	各市町村 国土利用計画法担当課	
2	山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例	○太陽光発電施設の新設に際し、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が、知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるもの。 ○太陽光発電施設の増築に際し、知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるものの増築（増築後において、その同一敷地内の水平投影面積の和が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるものとなる場合における増築を含む。）	景観配慮の手続	山梨県観光文化・スポーツ部 富士山観光振興グループ 055-223-1316	富士山景観配慮地区（世界遺産富士山の構成資産及び緩衝地帯のうち、山梨県の区域に属する区域）	山梨県観光文化・スポーツ部 富士山観光振興グループ	055-223-1330
⑲ 3	山梨県環境影響評価条例	事業の用に供する面積が9ha（ただし、当該区域に森林※が0.5ha以上含まれる場合は0.5ha）以上の場合 ※森林法に規定する国有林及び地域森林計画の対象となっている民有林	環境影響評価手続の実施	山梨県森林環境部 大気水質保全課 環境影響評価担当 055-223-1513	県内	山梨県森林環境部 大気水質保全課 環境影響評価担当	055-223-1513
⑭ 4	土壌汚染対策法	【法第3条第7項】 ・土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地で900 ㎡以上の土地の形質の変更 【法第4条第1項】 ・3,000㎡（水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場の土地の場合、900 ㎡）以上の土地の形質変更	届出	山梨県森林環境部 大気水質保全課 大気水質担当 055-223-1511	甲府市	甲府市環境部 環境対策室環境保全課	055-241-4312
					韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3090
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2739
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7811
⑮ 5	自然公園法	国立公園及び国定公園内で工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可・届出	山梨県森林環境部 自然共生推進課 自然公園・環境活動担当 055-223-1522	［秩父多摩甲斐国立公園］ 甲州市、山梨市	峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2720
					［秩父多摩甲斐国立公園］ 丹波山村、小菅村	富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7810
					［秩父多摩甲斐国立公園］ 甲府市、甲斐市、北杜市	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3087
					［八ヶ岳中信高原国定公園］ 北杜市		
					［南アルプス国立公園］ 韮崎市、南アルプス市、北杜市		
					［南アルプス国立公園］ 早川町	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4140
					［富士箱根伊豆国立公園］ 身延町		
					［富士箱根伊豆国立公園］ 富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7810
⑮ 6	山梨県立自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可・届出	山梨県森林環境部 自然共生推進課 自然公園・環境活動担当 055-223-1522	［県立南アルプス自然公園］ 韮崎市、南アルプス市、北杜市、身延町、早川町、富士川町	山梨県森林環境部 自然共生推進課 自然公園・環境活動担当	055-223-1522
					［県立四尾連湖自然公園　特別地域］ 市川三郷町		
					［県立四尾連湖自然公園　普通地域］ 市川三郷町	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4140
⑯ 7	山梨県自然環境保全条例	自然環境保全地区、自然記念物の地域内で、工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可・届出	山梨県森林環境部 自然共生推進課 自然保護担当 055-223-1520	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3087
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2720
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4140
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7810
⑱ 8	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち特別保護地区内で工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採等の行為をする場合	許可・届出				
⑰ 9	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	管理地区、監視地区内で、工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可	環境省 03-3581-3351	［北岳キタダケソウ生息地保護区］ 南アルプス市	関東地方環境事務所	048-600-0516

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
⑫		【法第10条の8第1項(伐採届)】 (1)地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で森林を伐採しようとする場合 ※ただし №10-(3)に該当する場合は手続き不要	届出	山梨県森林環境部 森林整備課 森林計画担当 055-223-1644	県内	各市町村林政担当課	
		(2)地域森林計画対象民有林について新たに森林の土地の所有者となった場合	届出		県内	各市町村林政担当課	
10	森林法	【法第10条の2第1項(開発行為の許可)】 (3)地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く) で1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合0.5ha)を超えて行われる次の開発行為 ・土石又は樹根の採取 ・開墾その他の土地の形質の変更	許可	山梨県森林環境部 森林整備課 林地保全・採石担当 055-223-1645	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088 3089
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721 2722
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167 4168
		(4)保安林を森林以外の用途に転用する場合	保安林の指定の解除	山梨県森林環境部 治山林道課 保安林担当 055-223-1660	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812 7813
		(5)造林事業費補助金の交付を受けた森林について、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に施行地を森林以外に転用する行為又は補助事業施行地上の立木地区の全面伐採除去を行う行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をする場合	届出	山梨県森林環境部 森林整備課 森林育成・保護担当 055-223-1646			
11	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	水源地域内の森林の土地の所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転または設定に係る契約を締結しようとする場合	届出	山梨県森林環境部 森林整備課 森林計画担当 055-223-1644	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812
⑳					甲府市	〔市内全域〕 甲府市産業部農林振興室 林政課森林保全係	055-298-4837
					韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	〔宅造区域〕 中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
						〔特盛区域〕 中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088
					山梨市、笛吹市、甲州市	〔宅造区域〕 峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
						〔特盛区域〕 峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721
12	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)	一定規模以上の盛土・切土(宅地造成以外も対象)、一時的な土石の堆積を行う場合	許可・届出	山梨県 〔宅地造成等工事規制区域に関すること〕 県土整備部都市計画課 市町村計画・開発担当 055-223-1717 〔特定盛土等規制区域に関すること〕 森林環境部森林整備課 林地保全・採石担当 055-223-1645 〔盛土・切土、一時的な土石の堆積後も農地として利用する場合〕 農政部農村振興課 農村整備担当 055-223-1595	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	〔宅造区域〕 峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
						〔特盛区域〕 峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	〔宅造区域〕 富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
						〔特盛区域〕 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812
⑪ 13	農地法	農地等を農地等以外に転用しようとする場合	許可・届出	山梨県農政部 農村振興課 農地管理担当 055-223-1598	県内	各市町村農業委員会	
⑩ 14	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の農用地区域内の土地を、農用地等以外の用途に供する場合	市町村農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更	山梨県農政部 農村振興課 農村整備担当 055-223-1595		各市町村農政担当課	
⑨ 15	山梨県景観条例 (市町村景観計画による景観計画区域内の場合は適用除外)	大規模行為の届出(第16条) ・建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 ・工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 ・屋外における物品の集積又は貯蔵	届出	山梨県県土整備部 都市計画課 景観まちづくり室 055-223-1325	昭和町	中北建設事務所 建築課	055-224-1674
					南部町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4133
⑨ 16	景観法に基づく景観条例	景観法に基づき市町村が策定する景観計画に定める届出対象行為を行なう場合	届出	景観計画策定市町村 (昭和町、南部町を除く)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	各市町村景観計画策定担当課	

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
17	山梨県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出などする場合	許可	山梨県県土整備部 都市計画課 景観まちづくり室 055-223-1325	甲府市、、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、、笛吹市、中央市、早川町、道志村、忍野村、富士河口湖町、小菅村	各市町村屋外広告物担当課	
					昭和町	中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
					山梨市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
					市川三郷町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
					都留市、大月市、上野原市、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
					富士吉田市、西桂町、山中湖村、鳴沢村	富士・東部建設事務所吉田支所 富士北麓景観対策課	0555-24-9049
18	道路法	○道路管理者以外の者で、道路に関する工事又は維持を行なう場合 ○道路管理者以外の者で、継続して道路に工作物等を設置する場合	許可	山梨県県土整備部 道路管理課 道路管理担当 055-223-1695	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所 道路課	055-224-1667
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所峡北支所 道路課	0551-23-3065
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 道路課	0553-20-2734
					市川三郷町、身延町(旧下部町、旧中富町)、富士川町	峡南建設事務所 道路課	055-240-4128
					早川町、身延町(旧身延町)、南部町、南アルプス市の一部	峡南建設事務所身延支所 道路課	0556-62-9065
					都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 道路課	0554-22-7814
					富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部建設事務所吉田支所 道路課	0555-24-9087
③ 19	河川法	○知事が管理する県内の一級河川及び二級河川の河川区域内において、それぞれ以下の行為をする場合 [河川区域内] ・土地の占用、土砂等の採取、工作物の新築等 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為	許可	山梨県県土整備部 治水課 管理担当 055-223-1700	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所峡北支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
					市川三郷町、身延町(旧下部町、旧中富町)、富士川町	峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
					早川町、身延町(旧身延町)、南部町、南アルプス市の一部	峡南建設事務所身延支所 河川砂防管理課	0556-62-9062
					都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
					富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部建設事務所吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045
⑦ 20	山梨県砂防指定地管理条例	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合 ・施設又は工作物の新築、改築又は除却 ・掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採又は抜根 ・土石若しくは砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ・竹木、土石等の滑下又は地引きによる運搬 ・家畜の放牧又は係留 ・火入れ	許可	山梨県県土整備部 砂防課 管理担当 055-223-1710 ※地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域については、国土交通省所管区域のみ	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所峡北支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
⑥ 21	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	許可		山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
					市川三郷町、身延町(旧下部町、旧中富町)、富士川町	峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
22	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合(特定開発行為の制限) ・住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	許可		早川町、身延町(旧身延町)、南部町、南アルプス市の一部	峡南建設事務所身延支所 河川砂防管理課	0556-62-9062
⑧ 23	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可		都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
					富士吉田市、、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部建設事務所吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
⑧ 23	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可	※地すべり防止区域が森林法の規定による保安林等の場合 山梨県森林環境部 治山林道課 治山担当 055-223-1662	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	中北林務環境事務所 治山林道課	0551-23-3095
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 治山林道課	0553-20-2726
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 治山林道課	055-240-4147
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 治山林道課	0554-45-7818 7892
				※地すべり防止区域が土地改良法の規定による土地改良事業地域等の場合 山梨県農政部 耕地課 計画調整担当 055-223-1629	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北農務事務所 地域農政課	0551-23-3078
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東農務事務所 地域農政課	0553-20-2706
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南農務事務所 地域農政課	055-240-4135
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部農務事務所 地域農政課	0554-45-7830
② 24	都市計画法	○開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合で次のもの ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き区域内での3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為 ○市街化調整区域において建築行為を行う場合	許可	山梨県県土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当 055-223-1717	甲府市、山梨市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、忍野村	各市町開発担当課	
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
					笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
25	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	○都市計画区域外（甲府市を除く）での1ha未満の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合で、3,000㎡以上の開発行為	確認申請	山梨県県土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当 055-223-1717	山梨市、南アルプス市、甲斐市、中央市	各市町開発担当課	
					韮崎市、北杜市、昭和町	中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
					笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
26	山梨県風致地区条例及び市町村の風致地区条例	風致地区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合	許可	山梨県県土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当 055-223-1717	[愛宕山・護国神社・荒川・和田峠・酒折・甲府城跡風致地区] 甲府市	甲府市担当課（都市計画課）	055-237-5819
					[忍野風致地区] 忍野村	忍野村担当課（建設課）	0555-84-7793
					[身延山風致地区] 身延町	身延町担当課（建設課）	0556-42-4808
					[月見ヶ丘・島田風致地区] 上野原市	上野原市担当課（建設課）	0554-62-3123
27	建築基準法	電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合は建築物に該当するため、建築基準法の手続きが必要	確認申請	山梨県県土整備部 建築住宅課 建築審査担当 055-223-1735	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所 建築課	055-224-1 674
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2718
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4133
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7817
				甲府市 まちづくり部まち開発室 建築指導課 055-237-5824	甲府市	甲府市 まちづくり部まち開発室 建築指導課	055-237-5824

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
⑱ 28	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等をしようとする場合、工事などで埋蔵文化財包蔵地を発見した場合	届出	山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 埋蔵文化財担当 055-223-1791	県内	各市町村教育委員会	
		国指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	許可	［史跡］ 山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 埋蔵文化財担当 055-223-1791	県内	各市町村教育委員会	
29	県文化財保護条例	県指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	許可	［名勝・天然記念物］ 山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 文化財保護担当 055-223-1792	県内	各市町村教育委員会	

［参考］以下の法令等は、手続きは不要です

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
1	山梨県環境緑化条例	敷地面積が2,000㎡以上の電気供給業に係る事業所の場合、20%以上の緑地確保（第8条、別表第2）	手続不要 （努力義務）	山梨県森林環境部 森林整備課 森林育成・緑化担当 055-223-1646	県内	山梨県森林環境部 森林整備課 森林育成・緑化担当	055-223-1646